



令和7年10月24日（金） 第10342号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○道路の区域変更（同）	2
○同	3
○同	3
○道路の供用開始（同）	3
○車両制限令第3条第4項の規定による指定の告示の一部を改正する告示（同）	4
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	5

■ 告 示

◎群馬県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	沼田大間々線	沼田市白沢町岩室字奥崎1 119番の1地先から同市 利根町日向南郷字西平39 番の7地先まで	前	7.8～30.2	240.0
			後	22.4～36.9	240.0

◎群馬県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田大間々線	沼田市白沢町岩室字奥崎1119番の1地先から同 市利根町日向南郷字西平39番の7地先まで	令和7年10月24日

◎群馬県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	松井田軽井沢 線	安中市松井田町横川字柵の 内524番の2地先から同	前	5.4～18.9 3.9～30.0	86.8 101.8

		市同字川久保533番の3 地先まで	後	5.8～18.9 3.9～30.0	24.2 101.8
--	--	----------------------	---	----------------------	---------------

◎群馬県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	境木島大間々 線	伊勢崎市東町2604番の 8地先から同市同2605 番の4地先まで	前	7.0～8.2	40.8
			後	8.2～20.2	40.8

◎群馬県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	小平塩原線	みどり市大間々町小平12 73番の1地先から同市同 1265番の1地先まで	前	5.0～8.1	73.7
			後	7.3～11.5	73.7

◎群馬県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の	路線名	区 間	供用開始の期日
-----	-----	-----	---------

種 類			
県道	小平塩原線	みどり市大間々町小平1273番の1地先から同市同1265番の1地先まで	令和7年10月24日

◎群馬県告示第230号

車両制限令第3条第4項の規定による指定の告示（令和元年群馬県告示第89号）の一部を次のように改正し、令和7年10月27日から施行する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山 本 一 太

1の表一般国道354号の項中「伊勢崎市境三ツ木字越戸86番4地先」を「高崎市下斎田町379番の4地先（高崎玉村スマートインターチェンジ）」に改め、同表一般国道407号の項中「太田市西矢島町578番の4地先」を「太田市飯田町1632番地先」に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道462号	伊勢崎市八斗島町1589番の6地先から同市ひろせ町4088番の14地先まで
県道前橋館林線	伊勢崎市境上渕名字神谷1410番の1地先から太田市藤阿久町915番の4地先まで

1の表県道足利伊勢崎線の項に次のように加える。

太田市上強戸町1484番の1地先から同市新田嘉祢町34番地先まで

1の表県道足利伊勢崎線の項の次に次のように加える。

県道藤岡大胡線	佐波郡玉村町大字下新田字七街南区582番の2地先から同郡同町大字福島435番の3地先まで
県道大間々世良田線	太田市大原町2166番の1地先から同市新田金井町242番の1地先まで
県道総社石倉線	前橋市大渡町1丁目22番の11地先から同市石倉町3丁目6番の1地先まで

1の表県道綿貫倉賀野停車場線の項の次に次のように加える。

県道綿貫篠塚線	佐波郡玉村町大字下新田字七街南区582番の2地先から同郡同町大字川井2068番の2地先まで
---------	---

1の表に次のように加える。

県道大原境三ツ木線	太田市大原町2151番の27地先から同市大久保町2203番の9地先まで
県道鳥山竜舞線	太田市藤阿久町915番の4地先から同市飯田町1632番地先まで

2中「令和元年7月31日」を「令和7年10月27日」に改める。

3を次のように改める。

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

ア 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下単に「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
県道大間々世良田線	太田市新田金井町（新田金井町十字路交差点）	県道前橋館林線
県道大間々世良田線	太田市新田嘉祢町（新田嘉祢町交差点）	県道足利伊勢崎線
県道総社石倉線	前橋市大渡町1丁目22番11地先	前橋市道17-155号線

イ 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
県道大間々世良田線	太田市新田嘉祢町（新田嘉祢町交差点）	県道足利伊勢崎線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年10月24日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
嬭恋	理 事	再 任	黒岩勲	吾妻郡嬭恋村大字干保1527番地
	同	同	黒岩宗久	同 同 大字大笹369番地
	同	同	滝沢厚男	同 同 同 1508番地
	同	同	佐藤好夫	同 同 同 3449番地の204
	同	同	宮崎実	同 同 大字大前305番地

同	同	滝沢睦広	同 同 大字門貝 2 2 2 番地
同	同	滝沢稔	同 同 同 2 3 8 番地
同	同	佐藤鈴江	同 同 大字鎌原 5 5 6 番地 4
同	同	佐々木章成	同 同 大字今井 1 2 8 7 番地 4 6
同	同	熊川榮	同 同 同 1 5 6 8 番地 1 3 6 1
同	同	滝沢富次男	同 同 同 1 5 6 8 番地の 2 6 6
同	新 任	松本巧	同 同 大字田代 3 7 番地の 2
同	同	橋詰達也	同 同 同 1 0 9 番地
同	同	滝沢勝彦	同 同 同 1 3 0 6 番地の 3
同	同	羽生田光	同 同 大字干保 1 4 5 9 番地
同	同	黒岩正人	同 同 同 1 7 8 7 番地の 1
同	同	田村隆吉	同 同 大字大笹 3 1 3 番地
同	退 任	松本兼久	同 同 大字田代 7 2 番地
同	同	黒岩元康	同 同 同 9 8 番地
同	同	黒岩英喜	同 同 同 甲 7 9 4 番地の 2
同	同	干川力	同 同 大字干保 1 4 9 7 番地
同	同	佐藤忠彦	同 同 同 2 4 0 7 番地 1 5 3
同	同	黒岩弘	同 同 大字大笹 1 6 5 7 番地の 3
監 事	再 任	干川喜義	同 同 大字干保 1 8 7 6 番地 1
同	新 任	戸部真喜男	同 同 大字田代 5 2 番地 1
同	同	黒岩正行	同 同 大字大笹 2 2 9 2 番地 3
同	退 任	滝沢勝彦	同 同 大字田代 1 3 0 6 番地の 3
同	同	黒岩康利	同 同 大字大笹 1 7 7 1 番地

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111